

## 携帯電話基地局の設置に係る景観手続き よくある質問と回答

Q1

携帯電話基地局の設置にあたって、景観の手続きは必要になりますか？

A1

基本的には必要となりますが、以下に該当する場合には手続きが不要となります。なお、手続きが不要となる場合でも、景観計画の色彩基準に適合させるよう努めてください。

届出対象規模を超えないもの

附属建築物としての設置

※ただし、屋上に設置する際に支柱の基礎工事が伴う場合は必要となります

既設のコンクリート柱等の付属設備(アンテナ、無線機器等)を付け替える場合

※ただし、既設の鉄塔等の改修を伴い対象規模を超える場合は届出が必要となります。

Q2

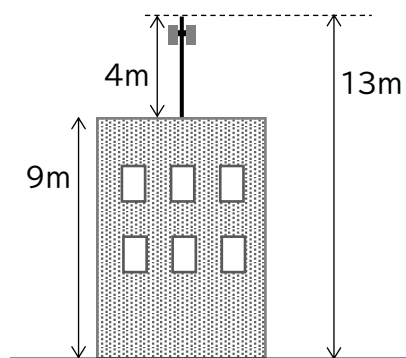
(基礎工事を行い屋上に設置する工作物について)工作物単体では届出対象規模の高さを超えないものの、建築物の高さと合算すると届出対象規模の高さを超える場合、景観の手続きは必要ですか？

A2

地盤面から、屋上に設置した工作物の上端までの高さが届出対象行為の高さを超える場合は、手続きが必要となります。

(例)

一般地域(12mを超える工作物は届出対象)において、  
高さ9mの建物の屋上に4mの工作物を設置する場合  
→地盤面から屋上に設置した工作物の上端までの高さが13mとなるため、景観手続きが必要となります



Q3

携帯基地局の高さは、基礎柱だけの高さでよいのでしょうか？それともアンテナの高さを含めるのでしょうか？

A3

基礎柱だけでなく、アンテナの高さも含めます。

(次ページに続きます)

Q4

工作物の築造面積の算定方法はどのようにすればよいですか？

A4

工作物の水平投影面積としてください。

ただし、基礎部分を設置して基礎が地盤面から見える場合は、基礎部分の面積としてください。

【お問い合わせ】 越谷市役所 都市計画課 048-963-9221